

「大阪市立中学校部活動支援人材バンク（部活動指導員）会計年度任用職員」登録者募集要項

1 募集人材

「大阪市立中学校部活動支援人材バンク（部活動指導員）会計年度任用職員」（以下「人材バンク」という）
登録者

※「人材バンク」登録後、項目 10 に示す条件に合致した場合に「部活動指導員」として採用となる

2 募集人数

制限なし

3 登録期間

登録日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 資格要件

指導する運動部活動及び文化部活動（以下「部活動」という。）に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する者で、次の(1)から(5)の各号の資格要件のいずれかに該当する 18 歳以上（高校卒程度）の者としします。

(1) 学校現場に勤務している会計年度任用職員

(2) 教員免許を取得しており、該当する種目等における児童生徒への指導実績を有する者

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会又は各競技団体や関係団体等が認定する指導者資格を取得しており、かつ、当該資格に基づく児童生徒への指導実績を有する者

(4) 自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある地域等の人材で、該当する団体の代表等から部活動指導員として適格であると推薦された者

(5) 高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学もしくは大学院に在籍しており、自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある人材で、出身学校、専門学校、大学の関係者等から部活動指導員として適格であると推薦された者

※ (5) の者は人材バンク登録後、市教委が実施する研修等を修めてから採用となる

地方公務員法第 16 条又は学校教育法第 9 条各号のいずれかに該当する者、また、関係する指導者資格が失効している者及び体罰歴その他部活動指導員として不適格と認められる事項がある者を除きます。

(注) この職は日本国籍を有しない方も登録できますが、就職が制限されている在留資格の方は登録できません。

なお、当該資格要件のうち指導実績については、指導対象団体等からの証明書（様式第 2 号）又はこれに代わるものを提出することとします。

5 登録申請の手続き

以下の(1)から(7)のうち、必要書類等を角形 2 号封筒に入れて、簡易書留にて送付してください。

(1) 登録申請書・申し立て書（様式第 1 号） それぞれ 1 通

※ 必要事項を記入し、過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を貼付してください。

※ 両面印刷をしてください。

(2) 指導実績証明書（様式第 2 号） 1 通

(3) 資格要件に関わる書類（教員免許状や指導者資格等）の写し

(4) 論文 : 提示された次の題について 800 字程度の論文を作成し、提出してください。

＜論文テーマ＞「公立学校の部活動指導において、今求められていることならびにそれに対して自分ができること」

※ 必ず自筆で作成してください。

(5) 長形 3 号封筒（面接通知票返送用、宛先明記・110 円切手貼付） 1 通

(6) 健康診断書（胸部レントゲン検査（6 ヶ月以内）の結果が分かるもの）

(7) 人材バンク登録者推薦書（様式第 4 号） ※上記「4 資格要件」のうち(4)(5)に該当する方のみ

※各様式並びに論文用紙は、ホームページよりダウンロードできます。

6 申込先

(1) 持参する場合

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く、午前9時から午後5時30分まで

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（保健体育グループ）

大阪市役所3階 ※大阪メトロ御堂筋線、京阪本線「淀屋橋」下車 北へ100m

(2) 郵送で送付する場合

「部活動指導員登録申請書等在中」と朱書きした封筒に入れて、簡易書留にて送付してください。

送付先は、上記(1)と同じ

7 募集期間

令和7年1月8日（水曜日）から令和7年12月1日（月曜日）

8 登録にかかる選考

(1) 選考方法

論文審査・面接

(2) 面接日時・会場

登録申請書到着後、面接日・時程・会場について通知します。

人材バンク登録希望者は、所定の関係書類ならびに論文を提出し、大阪市教育委員会による面接、選考を経て合格となった方は、「大阪市立中学校部活動支援人材バンク（部活動指導員）会計年度任用職員」に登録されます。

9 選考結果の通知

選考の結果については面接終了後、2週間以内に申込者全員に通知します。

なお、申込者本人以外にはお知らせできません。

10 人材バンクの登録から部活動指導員採用までの流れ

人材バンクのリストは、定期的に中学校と共有させていただきます。学校からの配置希望等条件が合致した場合、人材バンク登録者は、学校長との面談・合格を経て部活動指導員として採用され、当該の中学校にて勤務していただきます。

11 部活動指導員の勤務場所

大阪市立中学校

12 部活動指導員の職務

部活動指導員は、運動部等の部活動において、学校長の監督を受け、以下の技術的な指導等に従事します。

(1) 実技指導

(2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

(3) 学校外での活動（大会・発表会等）の引率

(4) 用具・施設の点検・管理

(5) 部活動の管理運営

(6) 保護者等への連絡

(7) 生徒指導に係る対応

(8) 事故が発生した場合の現場対応 等

なお、20歳未満の専門学校生、大学生については、実技指導以外の職務全般について、顧問教諭もしくは担当教諭と常に連携を図り、一定の経験を積み、学校長が承認した場合、単独で従事することができる。

13 部活動指導員の報酬・勤務条件等

(1) 報酬

1時間あたり 2,597円

(2) 勤務時間等

- ・教員の長時間勤務の解消を図ることが目的であることから、
運動部活動においては週2日以上、
文化部活動においては週1日以上
の勤務とし、かつ、同一週における勤務日数の上限は、平日については週4日、土曜日及び日曜日についてはいずれか1日とします。
- ・1日の勤務時間の上限は、平日については3時間、土曜日及び日曜日については4時間とし、月当たり60時間以内とします。

(3) 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、非常勤職員公務災害等補償条例(昭和42年大阪市条例第63号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところとし、大阪市人事委員会と大阪労働基準局とが取り交わした「地方公務員法第8条第7項の規定に基づく協定書」別表第1の2にあたる事業所に勤務する会計年度任用職員は、非常勤職員公務災害等補償条例の適用対象となり、それ以外の事業所に勤務する会計年度任用職員は、労働者災害補償保険法の適用対象とする。

(4) 社会保険

社会保険の適用については、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の定めるところにより、その勤務形態に応じて取り扱うものとする。なお、2つ以上の職を兼務することで、週当たりの勤務時間数の合計で20時間以上となる期間が2か月を超える雇用が見込まれる場合は、公立学校共済組合に加入することとする。

(5) 休暇

年次休暇、その他特別休暇

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき、付与されます。

年次休暇	付与日数：○日 下記の職の条件に応じて選択 注：1日を最大勤務時間数として付与します。					
	1週間の勤務日の日数 任用の期間	5日	4日	3日	2日	1日
	6月を超える期間	12日	10日	7日	5日	2日
	5月を超え6月に達するまでの期間	10日	8日	6日	4日	2日
	4月を超え5月に達するまでの期間	8日	7日	5日	3日	2日
	3月を超え4月に達するまでの期間	7日	5日	4日	3日	1日
	2月を超え3月に達するまでの期間	5日	4日	3日	2日	1日
	1月を超え2月に達するまでの期間	3日	3日	2日	1日	1日
	1月に達するまでの期間	2日	1日	1日	1日	－

付与期間：令和○年○月○日（任用日）～令和○年3月31日（任期満了日）

※年次休暇の時季変更

請求した時季に年次休暇を取得することにより、業務の正常な運営を妨げる場合においては、学校長により他の時季に年次休暇を変更されることがあります。

(6) 交通費

別途実費に応じて支給（上限あり）

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

14 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、すべて（受験資格・名簿登録・採用）無効とします。
- (2) 提出書類は、受付後返却しません。
- (3) 収集した個人情報については、登録後学校と共有するなど「大阪市立中学校部活動支援人材バンク（部活動指導員）会計年度任用職員」にかかる業務の円滑な遂行のために用い、大阪市教育委員会及び大阪市立学校において大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

15 問合わせ先

大阪市教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
電話番号 06-6208-8172 FAX 06-6202-7052

（応募にあたって）

大阪市においては、市民から信頼される姿勢の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理規則）

第4条 職員は自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【地方公務員法第16条（抜粋）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第9条】

左の各号の一に該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること。
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと。
- ・登録期間中は、入れ墨の施術を受けないこと。
- ・身体に入れ墨がある職員にあっては、勤務時間中はそれを市民に見せないこと。